

公益財団法人鉄道弘済会
第62回社会福祉セミナー 基調鼎談
2026年7月4日（土）

「若者支援」と「支援論」 の変遷

報告：岡部茜（佛教大学社会福祉学部准教授）

基調鼎談 趣旨

- 若者の中には、ひきこもり、生活困窮、学校や職場、家庭での孤立の問題等さまざまな生きづらさを複合的に抱える人がいる。さらに現代では SNS の普及によって、若者の生活する「世界」が複雑化し、生きづらさの実態はより見えにくくなっている。
- このような現実に関ざした支援のあり方を模索するために、本鼎談では、実践と研究の両面から若者と支援について多角的に検討する。これまでの「若者支援論」の変遷をたどり、現代社会における 若者支援の課題と今後の展望を共有し、支援や支援者のあるべき姿を考えてみたい。

今日の内容 (25分)

1. 自己紹介、研究紹介
2. 戦後から現在に至る「若者支援のようなもの」の変遷
と「若者支援論」の変遷
3. 調査・研究から見えてきた若者の現状・課題
4. ソーシャルワークの視点から考える「若者支援」

1. 自己紹介

- ・ 世代：2010年度大学卒業（「ゆとり世代」、リーマンショックの影響下）
- ・ 学生のころ：非行少年支援、生活保護世帯の子どもへの学習支援
- ・ 大学院から：「ひきこもり」に関心をもち若者支援の研究を進める

『若者支援とソーシャルワーク』（2019）

若者の生活の問題に「家族依存」と「稼得依存」が大きそう

⇒ 「住むこと」に注目 『住む権利とマイノリティ』（第5章執筆、2025）

『若者支援政策の現在地』（第4章執筆、2026）

- ・ 2009年頃から、全国の若者支援実践者の交流会の事務局に参加する



若者協同実践全国フォーラム
Japan Youth and youthworkers Cooperation Forum

← 今年の大会は、12月12, 13日
@早稲田大学でやります。

2. そもそも「若者支援」とは何か

- ・「若者支援」では、「何／誰を・どのように支援するのか」が常に議論の争点に
- ・若者支援が政策課題として浮上
 - ⇒1990年代以降の非正規雇用の拡大
- ・2000年代初頭の「若者支援政策」創成期は、「就労支援」が主たる課題として注目
- しかし、実際に若者が直面している課題はさまざま

「『既存の支援制度からはとりこぼされてきた若者期における諸課題に取り組む活動』という程度であり、『その他』の総称に過ぎない」（南出 2026：22）

2. 「若者」という言葉

□ 「若者」「青少年」「青年」…「こども」

- ・ 若者支援政策以外では現在も「青少年」等は使用される
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」など
(ただし、基本的に18歳未満)
- ・ 2003年以降「若者」がしばしば使用されるように
2002～2003年 青年少年の育成に関する有識者懇談会
→ 2003年 「若者自立・挑戦プラン」
- ・ 「こども基本法」における「こども」
「心身の発達の過程にある者」(こども基本法 第2条) → 「若者」も包摂？

2. 道具化される若者

□ 「若者支援」に込められる「主体形成」の意図

兵士	労働者	納税者	親	消費者	移住者	…
(戦力)	(労働力)	(財政)	(人口)	(市場の活性化)	(地方の活性化)	

→民間の実践の一部は、「期待される主体形成」への抵抗として取り組まれてきた

「(略) きみんちが制度を利用することで、いずれは社会全体の利益になるんだしね」

「利益？」

「ああ、簡単な計算じゃないか。きみが将来、生活保護を受け続けるのと、しっかり勉強して社会に貢献できるようになるのと、どっちがプラスになると思う？」

きみは施しを受けているんじゃない。社会から、投資をされているんだよ」

(安田夏菜『むこう岸』2018: 229)

これをどう受け止めるか？

2. 大まかな政策の流れ

□ 1970年 勤労青少年福祉法

→2015年「青少年の雇用の促進等に関する法律」：若者サポートステーションの根拠法に

□ 2003年 「若者自立・挑戦プラン」〈文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府〉

…ニート・フリーターへの注目、「ひきこもり」のニート支援への回収

□ 2006年 地域若者サポートステーション〈厚生労働省〉

…出発当初は若者支援の一括窓口

□ 2009年 ひきこもり対策推進事業〈厚生労働省〉

…ひきこもり地域支援センターが各県に設置されていく

□ 2010年 子ども・若者育成支援推進法〈内閣府〉

…子ども・若者総合相談センター、子ども・若者地域支援協議会

□ 2023年 こども基本法・こども家庭庁〈こども家庭庁〉

*2015年 生活困窮者自立支援法

*2022年 改正児童福祉法

*2024年 女性支援新法

孤独・孤立対策推進法 8

2. 2000年代という境目 政策化の起点

□ 健全育成・余暇支援

- ・ 1950年代における「青年の家」や「勤労青少年ホーム」

勤労青少年福祉法

(2015年には「勤労青少年福祉法」が「若者雇用促進法」に改正され、法制化された)

- ・ 三つの源流：

青少年教育（少年自然の家など）、非行対策、勤労青少年支援（生田 2020）

□ 日本の若者支援政策の起点 … 2003年の「若者自立・挑戦プラン」

→ 就労支援政策という特徴

- ・ 1990年代に「学校から仕事」への移行が揺らぐ → 「ニート・フリーター」論
- ・ 若者自身の「就労意欲」や「就業能力」の向上に焦点化した支援策
- ・ 「地域若者サポートステーション」（2006年度から）が若者支援政策の核に

2. 2010年代 総合的な…？

□ 子ども・若者支援の推進…相談窓口の設置とネットワーク化

2010年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「子ども・若者総合相談センター」や「子ども・若者支援地域協議会」の整備が進められた。

→ 相談あるいはネットワークファースト

- ・ 支援窓口はないよりいいかもしれないが、その後に、つなぐ先・利用できる制度がないので行き詰ることも多い。

並走する「ひきこもり支援」と「生活困窮者支援」

- ・ 「ひきこもり支援推進事業」（2009年）以降、窓口設置の推進
- ・ 「生活困窮者自立支援法」（2015年）の事業での対応

2. 「若者支援論」の変遷…岡部なりに整理

Q. 「若者支援論」の変遷を整理することは可能か？ →結構難しい

「子ども・若者支援のパラダイム」の不在、という指摘（生田 2020:194）

□ 「若者支援政策」以前…「教育と福祉」、社会教育

…学校を軸に学校内外での貧困・差別・発達に取り組む実践・視点（教育福祉論）

…青年期の余暇の支援（青年期教育・ユースワーク）

□ 2000年代…就労支援 と 居場所

…1990年代後半の不安定雇用の増大→就労支援政策（そして就労支援）

マッチングや訓練の議論、異なる働き方・仕事づくりの回路

…就労支援が政策基調となるなかでの、対抗的な意味も含んだ「居場所」

→就労と居場所は必ずしも対立するものではないが、「居場所への滞留」なども論点化

2. 「若者支援論」の変遷…岡部なりに整理

□ 2010年前後…貧困への注目

- …2008年にリーマンショック 「ネットカフェ難民」への注目
- …就労支援だけでなく、生活困窮への着目

□ 2020年代…ヤングケアラー支援、ユースワーク、女性支援、声の反映

- …「ヤングケアラー」への注目→政策化と支援の検討（個別政策的に）
- …居場所（ユースセンター）への政策的注目とユースワーク論
 - ←「居場所づくり」政策への警鐘（阿比留 2026）
- …繁華街や歌舞伎町の事例への注目と女性支援新法
- …こども基本法と声の反映

➤ 社会的養護での議論 …教育福祉論でも議論されてきたが、より若者期が注目されてきた 12

2. 「若者支援論」の変遷とテーマ

□ 移行期研究の成果：「生きづらい若者」→「生きづらい社会」

「怠惰な若者／弱い若者」→労働市場・家族・学校の変化・問題

- ・次の課題：「生きづらい社会・状況を生きる若者の救済」を超えて
客体から主体へ、は継続する重要なテーマ

□ 個別に閉じるのか、普遍的な課題を問うのか：揺れ動き

- ・「賃労働による自立」や「家族による支え合い」が少しずつ問い直されてきた
その他にも、「住まい」「ジェンダー秩序」といった現在の社会規範やシステムを
どのように問い返し、変化を起こすのか。

3. 研究を踏まえて考える現状の課題

❑ 社会環境の整備不足 労働市場・社会保障・住宅政策の問題

…離家のしやすさとも連動

❑ 相談ファースト 相談窓口は増えたが具体的な基盤整備がない

❑ 「若者」への焦点化のもつ危うさ

…若者の状況を可視化することの重要性

⇒若者の状況の可視化だけでなく、稼得・家族に依存する仕組みの問題が考えられる

⇔普遍的な制度整備ではなく、投資的価値としての「若者層」への注力になる危険

4. 「若者支援」はどうあるべきか？

□ 生活基盤の確保・生存の実現

- …相談だけでなく、生活を支える具体的な手立てを確立すること
- 若者が生きづらい社会の構造を変えることにも接続する
- ミクロの日常的な実践の価値

□ 個別に閉じないこと

- …若者が経験する困難の構造的背景は、他の分野とも共通しており、他分野との接続・連帯が必要（「若者はまだマシ」には抵抗しつつ…）

文献

- 生田周二（2020）「子ども・若者支援の新たなパラダイムー専門性の構築に向けてー」『奈良教育大学紀要』69（1），193-212.
- 岡部茜（2019）『若者支援とソーシャルワークー若者の依存と権利ー』法律文化社.
- 岡部茜（2025）「第5章 若者の居住と離家の支援ー家を離れる前と後を支えるー」青弓社編集部編著『住む権利とマイノリティー住まいの不平等を考えるー』青弓社，124-148.
- 岡部茜・御旅屋達・原未来編著（2026）『若者支援政策の現在地ーこども家庭庁／こども基本法は「若者」をどう位置づけたのかー』明石書店.
 - ・ 第1章 南出吉祥「日本社会における『若者支援政策』の俯瞰と課題」，22-45.
 - ・ 第2章 阿比留久美「『こどもの居場所づくり』の陥穽を見抜くー自律的・自治的な実践をつくり続けるためにー」，48-69.
 - ・ 第4章 岡部茜「こども政策は若者の住まいの権利を保障するかー若者の住まいに関する政策動向と課題ー」，97-119.
- 安田夏菜（2018）『むこう岸』講談社.